

妊娠・出産・子育て支援サービスの一覧

出生届提出後の手続きについて

事業名	事業の概要	申請の対象者	担当課	お問合せ先	関連ページ
子ども医療費福祉費支給制度（マル福）の申請	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、お子さんが病気やけがなどにより健康保険を使って医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成します。	以下の要件をすべて満たす方 ・健康保険に加入していること ・水戸市に住民票の登録があること ・保護者、及び扶養義務者（同一世帯の祖父母や保険証の代表者等）の所得が確認できること。	国保年金課	医療給付係 (029-232-9166)	https://www.city.mito.lg.jp/site/shinsei/3148.html
未熟児養育医療制度の申請	身体の発育が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。	水戸市内に住所を有する未熟児で、出生体重2,000g以下のもの、生活力が特に薄弱であり、医師が入院養育が必要と認めたものが指定医療機関で入院治療を受ける場合	子育て支援課	母子保健係 (029-350-1216)	https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/5615.html
小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請	国が指定した小児慢性特定疾病に罹患している児童等について、医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。	国が指定する対象疾病及びその状態の程度に該当する18歳未満の児童等			https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/3647.html

※サービスを利用される場合の要件、手続きに必要な提出書類等の詳細については一覧の関連ページをご確認いただくか、お問合せ先までお問い合わせください。